

子どもの貧困対策法・大綱の改正に向けて 一日も早く子どもの貧困の解消を

公益財団法人 あすのぼ

■来年1月「子どもの貧困対策法」施行から5年に

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

(子どもの貧困対策の推進に関する法律 附則 第2条)

■来年8月「子供の貧困対策大綱」閣議決定から5年に

「本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する」(子供の貧困対策に関する大綱 第6-5)

【法律の基本理念(第2条)の改正について】

①「貧困の連鎖を断ち切る」のみならず「**現在**」の**子どもの貧困の解消**も

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するには、現在、家族を含めて追い込まれている貧困の解消も不可欠です。家族がまるごと貧困から脱することに向けた多面的な対策が重要です。「子どもやその家族が置かれている貧困の現状を改善する」ことを主旨に明記するよう望みます。

②「**子どもの貧困は社会の課題**である」ことを明記

子どもの貧困の解消をめざし、その対策を社会全体ですすめていくためには、「子どもの貧困問題は、子どもやその保護者など個人や家族の問題だけではなく、さまざまな社会的な要因があり、社会的な取組として実施されなければならない」という認識を広く共有することが必要です。自殺対策基本法(第2条第2項)と同様にこうした条文の明記を望みます。

③**貧困状況の子どもにこそ子どもの権利条約の尊重**を

貧困状況の子どもは、周囲の大人からの愛情を十分受けることができなかつたり、孤立しているケースが少なくありません。こうした子どもにこそ、国連で採択された「児童の権利に関する条約」を尊重し、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される」ことが大切で、児童福祉法(第2条)と同様に子どもを尊重する内容の条文への明記を望みます。

【その他の法律・大綱の改正について】

○再分配をすすめ、家族まるごと生活・就労・経済的支援の拡充を

あすのば調査では、保護者の就業率が74%にもかかわらず、勤労月収は、11万7千円。総年収203万円(ともに中央値)で、52%の家庭は貯金ゼロ。高1世代の3分の1の子どもはアルバイトを始め、学校の費用や生活費に使う現状は、「かわいそう」ではなく「あってはならない」ことです。法律も大綱も「教育支援」に比べて、「生活の支援」、「就労の支援」、「経済的な支援」に関しては十分ではありません。一方で、児童扶養手当の第2子以降への加算額倍増など、法律や大綱に記述のない施策が実際に実施されています。所得の再分配をすすめ、家族まるごとへの支援の拡充を望みます。

○多様な世帯への対応 もれなく、きめの細かい、柔軟な対策の充実を

調査結果から、多様な世帯がそれぞれ多くの困りごとを抱えていることが判明しました。現状の対策は、ひとり親・生活保護世帯、社会的養護の子どもがメインターゲットで、例えば両親のいる多子世帯などへの対策は不十分で限界があることが浮き彫りになりました。制度の壁や崖をなくし、現行制度(ひとり親支援等)の対象拡大などで、もれなく、子どもが出生前から社会人になるまで、きめの細かい柔軟な対策の推進を望みます。

○既存の制度の周知徹底・使い勝手の改善 先駆的制度の全国実施を

調査対象者ならほぼ受給できるはずの「就学援助の利用」は65%、高校生向けの「奨学給付金の利用」は61%のみでした。利用できる制度を知らない、使い勝手が悪く利用されていない状況を緊急に改善しなくてはなりません。また、就学援助の入学準備金の入学前支給を実施している自治体は、小学校40%・中学校49%のみで、すべての自治体での早期実施も必要です。山梨県では、独自に住民税非課税世帯対象の「高校等入学準備サポート事業給付金」として5万円の給付を実施しています。教育分野に関わらず、こうした先駆的制度の全国実施を望みます。

○学校をすべての子どもたちが大切にされる場所に

小学校から厳しい状況が続く子どもの24%は、学校を居場所と思えず、高校から厳しい状況の11%、中学から厳しい状況の13%と比べても高い割合です。義務教育の完全無償化や高校費用負担軽減などによって、制服や学用品、給食費などでつらい思いをする子どもをなくし、学校や教員への貧困に対する理解を深め、学校を多様な進路を目指すすべての子どもたちが大切にされる場所となるような施策の実施を望みます。

○全国調査の実施と多面的な子どもの貧困指標と改善目標などの設定

あすのば調査から、全国的な子どもの貧困の実態の一部が見えてきました。こうした「見える化」は、さらなる対策推進のために必要不可欠です。また、貧困によってもたらされる「あきらめ体験」の負の影響や今の子どもたちに等しく必要な「必需品」を測るなど、多面的な実態把握も重要です。各自治体での実態調査はすすめられていますが、国による全国調査を実施し、経済面のみならず多面的な子どもの貧困に関する指標を設定し、その改善目標などを定めてください。

○都道府県対策計画を努力義務から義務に 市町村対策計画の策定を

すべての都道府県で子どもの貧困対策計画は、策定済です。現状にあわせて、都道府県の対策計画を努力義務から義務に変更してください。一方で、各地の基礎自治体では、国の「地域子供の未来応援交付金」などを活用し実態調査や施策推進のモデル事業などを実施しています。また、地域のNPOなどは、官民協働の「子供の未来応援基金」などを活用し、子ども食堂や学習支援、居場所事業などを展開しています。子どもの貧困対策において、子どもや家族まるごとの支援には、基礎自治体の役割が極めて重要です。こうした現状も踏まえ、基礎自治体における子どもの貧困対策計画の策定を努力義務としてください。

子どもの貧困を予防し、すべての子どもたちへの「生きる支援」のために

子どもの貧困対策は、貧困状況にある子どもたちを救済するだけでなく、すべての子どもやその家族、そして私たちみんなが安心して暮らし、夢や希望に向かって歩むことができる社会に向けた「生きる支援」です。

また、子どもの貧困を予防し、制度の壁や崖をなくしていくためにも、普遍的な子ども支援制度の拡充も重要です。児童手当の拡充、子ども医療費や給食費などの無償化、制服や学用品などの学校指定の廃止などもすすめていく必要があります。

子どもの貧困の解消に向け、これらの提言が超党派による子どもの貧困対策法や大綱の見直し議論につながり、今回の調査に協力いただいた方々を含め、すべての子どもたちや家族にとって「この国に生きてよかった」と実感できる、さらなる対策推進を切に願っています。